

指定訪問看護の重要事項説明書

訪問看護提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の8条に基づいて、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

法人種別	一般社団法人 土佐長岡郡医師会
所在地	高知県南国市大桶甲 320 番地 (南国市保健福祉センター内)
代表者名	会長 中澤 宏之
電話番号	電話 088-864-1056

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション 希望 (のぞみ)
指定番号	高知県指定 第 3960490021 号
所在地	〒783-0004 高知県南国市大桶甲 320 番地 (南国市保健福祉センター内)
電話番号	電話 088-864-1365 (FAX 兼用)

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）であり、かかりつけの医師（主治医）が訪問看護の必要を認めた利用者、及びその家族に対し、社会生活の円滑な遂行のため、適切な支援を提供し、地域医療を推進するために指定訪問看護等を提供することを目的としています。

運営の方針

- 1) 訪問看護ステーション希望 (のぞみ) (以下、本事業所という。) の看護師等は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- 2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3) 本事業所は、必要ときに必要な指定訪問看護等の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4. 本事業所の職員体制 (令和6年5月1日時点)

職種	常勤	非常勤
管理者 (看護師)	1名	
看護師	3名	
准看護師		1名
事務員		1名

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 (祝・休日、12月29日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時30分 ※なお、必要に応じて該当営業時間以外においても営業を行うものとする。
----------	----------------------------------------------------------------------------------------

6. 営業地域

通常地域 南国市・香美市・香南市・高知市東部 (大津・介良地区)

※その他の地域においても、ご相談の上対応する場合があります。

7. サービスの内容

利用者の居宅へ保健師又は看護師、准看護師を派遣し、主治医の指示に基づいた指定訪問看護等を提供します。指定訪問看護等の内容は、次の通りです。

- 1) 病状・障害・全身状態の観察
- 2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持・食事及び排泄などの日常生活、介護方法の指導
- 3) 褥瘡や創傷の予防や処置
- 4) カテーテルなどの医療器具の管理や指導
- 5) ターミナルケア
- 6) 在宅療養を継続するために必要な医師の指示による処置
- 7) 廃用性予防のための訓練、指導
- 8) 活動性の維持、向上のための訓練、指導
- 9) 療養生活や介護方法の助言や利用者及びその家族への精神的支援

※当事業所では、年金の管理、金銭の貸貸等の取り扱いはできません。

また、利用者の心身機能の維持向上のために療養上の世話や診療の補助はできますが、食事を作ったり掃除などはできません。

8. 利用料

○利用料として健康保険法等に規定する基本利用料、もしくは介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、訪問看護ステーション希望（のぞみ）料金表（別紙）に定めた指定訪問看護等に対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

利用料は1カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。翌月末までに現金でお支払いください。お支払いをもって領収証を発行致します。

なお、金融機関へのお振込みをご希望の場合はご相談下さい。

9. 緊急時等の対応の方法

本事業所の看護師等は、指定訪問看護等の提供中に、利用者の体調の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業所等に連絡させていただきます。

ご家族	氏名	続柄
	連絡先（昼）	
	連絡先（夜）	
主治医	医療機関名	医師名
	電話番号	
居宅支援事業所		担当者
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

- 1) 指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、本事業所の責にない場合は、この限りではありません。
- 3) 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

11. 秘密の保持・個人情報の保護

- 1) 本事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、個人情報の適切な取り扱いに努めます。
- 2) 本事業所が知り得た利用者及びその家族の個人情報の利用範囲は、主治医の所属する医療機関や連携医療機関、利用者へ居宅サービスを提供する居宅サービス事業所と連携し、利用者へ安心でより良い居宅サービスを提供するため、指定訪問看護等の提供に必要な範囲とします。外部への情報提供については、必要に応じて利用者及びその家族の同意を得るものとします。
- 3) 本事業所及び看護師等は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- 4) 本事業所は、看護師等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- 5) 本事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）について、管理者が注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- 6) 本事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います。（開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります。）
- 7) 本事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、本事業所は秘密保持義務違反の責任を負いません。

1 2. 虐待防止のための措置に関する事項

本事業所は、利用者及び家族の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 看護師等に対し、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のための研修を定期的実施し、看護師等の人権意識の向上に努めます。
- 2) 居宅サービス計画に基づき適切な支援の実施に努めます。
- 3) 看護師等が指定訪問看護等の提供にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、看護師等が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- 4) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 5) 人権擁護、虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図ります。
- 6) 上記、1) から5) までを適切に実施するための担当者を選定しています。

1 3. 身体拘束等の禁止

本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行っていません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 4. 衛生管理等

- 1) 本事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品や指定訪問看護等の提供に使用する器材・物品について衛生的な管理に努めます。
- 2) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。感染対策のための研修を通じて、看護師等の知識技術の向上に努めます。
- 3) 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 4) 本事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 業務継続計画の策定等

- 1) 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- 2) 本事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
- 3) 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 6. ハラスメント対策

適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 7. 相談窓口・苦情申し立てについて

本事業所の管理者は、提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じた上で、その結果について利用者及び家族等に説明させていただきます。

【相談窓口・苦情申し立て窓口】

訪問看護ステーション 希望（のぞみ） 担当者 蔵本 峰子	所在地 南国市大桶甲 320 電 話 088-864-1365 F A X 088-864-1365 受付時間 AM8：30～PM5：30
一般社団法人 土佐長岡郡医師会	所在地 南国市大桶甲 320 電 話 088-864-1056 F A X 088-863-2048 受付時間 AM8：30～PM5：30

南国市長寿支援課	所在地 南国市大桶甲 2301 番地 電話 088-880-6556 受付時間 AM8:30～PM5:15
香南市高齢者介護課	所在地 香南市野市町西野 2706 番地 電話 0887-57-8510 受付時間 AM8:30～PM5:15
香美市高齢介護課 社会長寿班 地域包括支援班	所在地 香美市土佐山田町宝町 1 丁目 2 番 1 号 電話 0887-53-3127 受付時間 AM8:30～PM5:15
高知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 高知市丸の内 2 丁目 6 番 5 号 電話 088-820-8410・088-820-8411 F A X 088-820-8413 受付時間 AM9:00～PM4:00

18. その他

暴風警報や風雪警報など天候がきわめて不良の場合は、ご連絡したうえで訪問を見合わせ又は振替える場合があります。

19. 第三者評価実施状況

本事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

<付則>この規定は、平成9年5月1日より施行する。

この規定は、平成12年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成12年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成18年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成24年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成25年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成27年4月1日より一部改正する。

この規定は、平成30年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和4年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和6年6月1日より一部改正する。

この規定は、令和7年8月1日より一部改正する。

令和 年 月 日

指定訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記の重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業者

所在地 〒 783-0004 高知県南国市大桶甲 320 (南国市保健福祉センター内)

訪問看護ステーション 希望 (のぞみ)

(説明者) 氏名

(管理者) 蔵本 峰子 印

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代筆) 氏名

印

(続柄)

利用者家族 住所

氏名

印

(続柄)